

信用状付き荷為替手形の非 UCP 型買取と 外国向為替手形取引約定書の買戻特約は 信用状法理と如何に接触するか

—— 東京高裁平成 3 年 8 月 26 日判決への反論 ——

橋 本 喜 一

目 次

第 1 章 問題の所在

第 2 章 卑見の梗概

- 1 買取資格による分別
- 2 非指定買取銀行に対する「買取」依頼
(非 UCP 型買取) は取次依頼である
- 3 「買取銀行」(取次銀行) の権利保護義務
- 4 売買説(担保的譲渡説) の不条理
- 5 質権としての与信担保権
- 6 「買取銀行」のドキュメント検査義務
- 7 外国向為替手形取引約定書による買戻請求権
- 8 買取依頼人の瑕疵担保責任論について
- 9 ある典型的な裁判例について

第 3 章 非 UCP 型買取の事例としての東京高判

平成 3 年 8 月 26 日(金法 1300 号 25 頁) の検討

- 1 事案の概略
- 2 当事者適格の問題
- 3 非 UCP 型買取とドキュメントの買取契約
(1) 裁判所が買取説をとった事情

- (2) UCP 型買取における買取資格者の限定
 - (3) 非 UCP 型買取概念の不確定性
 - (4) 一部当事者間での権利関係の訴訟上の
認定と相対効
 - 4 取立委任契約と取次委任
 - 5 本件における取次委任の成立
 - (1) 買取依頼人の通常の意味と権利喪失の
リスク
 - (2) 非 UCP 型買取における「買取」銀行の
法的地位
 - 6 信用状代わり金の受取と「買取」銀行
 - 7 「買取銀行」に対する発行銀行の買戻請求の
当否を争う買取依頼人の主張について
 - 第 4 章 善意取得論は信用状取引のどこに残留可能なのか
 - 1 はじめに
 - 2 善意取得論の UCP における帰趨
 - 3 善意取得者と受益者の法的地位
 - 第 5 章 外国向為替手形取引約定書による
買戻特約と信用状法理
 - 1 問題の所在
 - 2 指定買取銀行の場合 (UCP 型買取)
 - (1) 買戻請求が有効な場合
 - (2) 買戻請求の権利濫用論
 - 3 非指定買取銀行の場合 (非 UCP 型買取)
 - 4 小括
 - 第 6 章 おわりに
- 以 上

第 1 章 問題の所在

本稿でドキュメントとは信用状付き荷為替手形の略称である。ドキュメントの買取は標準型（UCP 型）と非標準型（非 UCP 型）とに分かたれる。

UCP 型買取は ① 買取信用状付きドキュメントの、② 指定買取銀行における UCP（国際商業会議所 ICC の信用状統一規則）に則ってなされる買取である（これについては拙稿「買取信用状とドキュメントの買取（negotiation）の法理」判時 1884/7、2005 に詳述した）。

非 UCP 型買取は UCP の取引モデルに属さない買取であって、厳密には一つのものではない。しかし主要なものは ① 買取信用状以外の信用状付きドキュメントの、② 非指定買取銀行における買取であり、それ以外の取引にはこの主要タイプの解釈が類推される。わが国では非 UCP 型買取の②のタイプが大半を占めている。

この非 UCP 型買取を基本的に手形の割引（買取）とみると、信用状理論との乖離をきたす上、「買取理論」が外為専門銀行たる買取銀行に有利に誘導されれば、買取依頼人たる信用状受益者の利益が犯される。加えて外国向為替手形取引約定書（昭和 58 年；金銀協）による買戻特約の解釈も慎重でなければ、受益者の不利な傾向に拍車加えられ、結局「理論」と「特約」によって、折角のわが国輸出信用状の利用が扼殺されるであろう。

卑見は副題に掲げた（外為銀行の代弁というべき）東京高判（平成 3 年 8 月 26 日；金法 1300/25）を、時期的にやや古いものではあるが、そのようなわが国に特有の傾向の典型例と解するものである。

本稿は外為銀行の窓口でのやり取りで窮地に陥り、袋地に入ってしまった非 UCP 型買取が、UCP の法理とどのように齟齬するかを指摘しようとする試みである。

第2章 卑見の概要

非指定買取銀行に対する信用状付きドキュメントの「買取」（非 UCP 型買取）の申込は買取資格のある他の銀行への取次依頼であり（本章2），受諾に伴って与信が行われる場合はドキュメントに質権が設定されたものと解され（本章5），かつ取次銀行（いわゆる買取銀行）にはドキュメントの直接・間接の占有中，「買取」依頼人（受益者）のための権利保護義務を生じる（本章3）。

「買取銀行」による外国向為替手形取引約定書に基づく買戻請求は，UCP 型買取の場合，原則的に権利濫用に該当して無効である（第5章第2節）。非 UCP 型買取の場合は UCP 原則や権利濫用論と衝突しないが，「買取」依頼人はドキュメントの返還請求を同時履行の抗弁として主張できる他，権利保護義務の不履行を理由とする抗弁が可能となろう（第5章3）。

1 買取資格の有無

信用状付きドキュメントの買取（割引）を論じるに際し，申込を受けた銀行が買取資格のある銀行なのか（発行銀行の代理人たる指定買取銀行。UCP 型買取），否か（受益者の代理人たる非指定買取銀行。非 UCP 型買取）の分別が，（信用状の種類別とともに）緒論での基本的なステップとなる（東京高判平成3年；金法1300/25もこれに無頓着である）。

両者の相違を意識しないまま，およそ買取銀行は買取ドキュメントを自己の名で確認銀行（発行銀行でも同じ）に譲渡して対価の支払を受けることが UCP（§ 55 UCP 400，現在の § 39 UCP 600）によって認められているという判決まで現れた（東京高判平成3年；金法1300/28，29）。この限りでは非指定買取銀行も受益者と同様の地位にたつことになる。しかし当の UCP は proceeds の譲渡を定めたものであり，この判決は誤解によるも

のである（第3章6）。

2 非指定買取銀行に対する「買取」依頼（非 UCP 型買取）は取次依頼である

信用状の種類を問わず、受益者は信用状給付権限のある銀行（指定買取銀行とは限らない）に対しドキュメントを直接に提示できない場合、その銀行とコルレス関係のある非指定買取銀行を介してドキュメントを提示するであろう。その場合、受益者と非指定買取銀行との間にはドキュメントを信用状給付権限のある銀行に提示するための、ドキュメントの占有移転を伴う委任関係（事務処理契約関係）が成立する。それはドキュメントの占有移転を不可欠な要素とする取次関係（場合により代理関係）である。ただし商行為だから特に顕名の有無で区別する実益はなく、本稿ではこれらを単に取次と称する。

別に受益者と非指定銀行間に与信関係が生じれば、両者の関係は、当然のことながら、取次関係と与信関係で説明される。いずれにしても取次関係が必須の要素であって、与信は付随的な存在である（存在しないことも多い）。

これについてドキュメントの買取依頼にある種の与信契約や、売買と与信との混合契約の申込などと、与信中心に分析するのは片面的な解釈である（東京高判平成3年金法1300/25のように、非指定買取銀行が「買取」の後確認銀行にドキュメントを提示したという取次行為を認定しながら、それでも買取は存在するが委任関係（取次依頼）は存在しないと判示した判決もある）。（ちなみに UCP 型買取の対象は買取信用状付きドキュメントだから、受益者がドキュメントを直接に指定買取銀行に提示する場合において、この両者間に成立する法的関係は、ドキュメントの所有権の移転を目的とした買取（negotiation）である。）

3 「買取銀行」（取次銀行）の権利保護義務

「買取銀行」は取次依頼により（合理的に諾否の意思決定に必要と思われる

期間経過後は、意思表示前であっても、さらに同行の直接占有に限らず、他の買取資格のない銀行への「再買取」申込による間接占有を含めて）ドキュメントを占有する間は、（動産質権者の質物保管義務と同様）少なくともそれに伴う善良なる管理者の注意義務として、買取依頼人のための権利保護義務を負うと解すべきである（別に委任契約や与信契約の付随的義務と併存することもあり得る）。権利保護義務とは、ドキュメントを占有しないため自ら権利保全の手段を有しない買取依頼人のために、取次依頼を受けた「買取銀行」がドキュメントの占有者として負担する善管義務であって、具体的には信用状のエクスパイアーに配慮し、買取依頼人をしてアmendメントやドキュメントの瑕疵の補正に対応せしめ、買取資格のある銀行や発行銀行とコルレス関係のある銀行に適時にドキュメントを転送する義務などである（これに反し、東京高判平成3年は「Y銀行がXと委任契約を締結したものとは認め難い」（金法1300/28）というが、委任契約とまで言わなくても、ドキュメントの占有者としての善管義務は否定すべきでない）。

4 売買説（担保的譲渡説）の不条理

与信に関し、受益者が手形金額の割引相当の対価で自己の代理人たる非指定買取銀行に信用状付きドキュメントを譲渡し所有権を移転する（手形売買）との考えがある（東京高判平成3年は、被控訴人たるY銀行の主張どおり売買説に立ち、「Y銀行は自己の名で、買取依頼人Xから本件手形を買い取り、さらに自己の名で確認銀行にこれを再売買した」（金法1300/28）と述べる）。しかし、およそ信用状付きドキュメントに関する（担保的譲渡論を含む）売買原則の適用は、後述のような買取依頼人の通常の意味と買取銀行の法的地位との不適合という法律論（第3章5）を別としても、以下のように、実際的なものではない。

- ① 所有権の取得を生じる法的手段について引渡証券（信用状では船荷証券が多い）が取り扱われる限りにおいて、証券自体の譲渡は（占有の移転

に止まらず)商品の譲渡と同様の効力を意味するものではない(これはイギリス、アメリカ及びフランスのような海上取引上の重要な法体系でも認められている)。それでもこの結果を一種の商慣習として是認するとしても、例えば商品供給者の所有権留保付き引渡証券が登場するおそれはむしろ通常の事態である。これに備えるため、つまり与信銀行が担保的所有権を取得するのに重大な過失が存するとの非難を回避するため、与信銀行に一々調査義務(領収書の徴収や問合せ義務など)を課することは現実的でないとしても、(実務上やむなく譲歩されているのであって)調査義務がないと解されているわけではない(Liesecke, Die Stellung der kreditgebenden Bank beim Dokumenten-Inkasso u. Dokumenten-Akkreditiv, Festschrift für Robert Fischer, 400-401がこの間の事情を詳述している)。

- ② 取次依頼に付随する与信取引は、多くの場合、(抵当信用のような長期のものではなくて)ドキュメントを担保とする短期の資金調達为目的であり、(信用の授受が与信者の債権の形で存続するか否か、いかなる返済条件なのかはケースごとに異なるとして)例えば売渡担保にも似て与信者がドキュメントを買い取って所有権を取得するとの担保形式が想定されていても、保有期間は(信用状条件に配慮した)買戻期間内に限定される。しかも与信者は返済を受けられなくても目的物によって満足を得ることは不可能である(自ら信用状の権利を行使することはできない)。また(例えば買取銀行の質入裏書や隠れたる取立委任裏書が抹消されないで)債権銀行の担保権の存在が発行銀行等によって信用状給付の障害にあたると解されるときは、担保権の清算(受益者の名においてのみなし得る)の実行が担保権者によって妨げられたと解される場合を生じよう。
- ③ ドキュメントの信用状条件不一致などを理由として発行銀行が支払を拒絶した場合、債権銀行は買取依頼人に対し「買取代金」の返還請求

権（或いはまた外国向為替手形取引約定書による約定の買戻請求権）を取得することがあり得るが、この返還請求権と買取依頼人のドキュメントの返還請求権とは履行上の牽連関係にたつ。また買取依頼人は債権銀行による権利保護義務の不履行責任を問うことも可能であろう。しかも債権銀行は担保目的物の換価力を有しないことを考慮すると、買取依頼人との関係をおそらくは銀行が取次手数料より高額の手形割引料の名目で利得する以外に）取次ではなくて「買取」と構成する実益は、「買取銀行」にもほとんど存在しないのではなかろうか。

- ④ さらに信用状取引は同時履行の原則によって基礎付けられていることに留意されるべきである。すなわち（i）信用状決済も D/P、D/A 原則（同時履行の原則）が基本的な原理とされていて、（これにより支払人は商品の事前検査権や抗弁権を放棄するが、取立依頼人もドキュメントの交付は支払人による支払・引受と引き換えとなる）受益者（輸出業者）は代金回収が確保されるまでドキュメントと商品の所有権の移転を留保する必要がある（多くの場合船荷証券は受益者の自己指図式とされる）、（ii）他方で発行銀行もまたドキュメントと商品の担保的譲渡を受けること以上に、輸出取引上の売買代金請求権を取立、質権設定及び買主の破産に関する一切の結果ごと、輸出業者の財産から切り離そうとしている（船荷証券の blank endorsement が信用状条件とされることが多い）。このような受益者と発行銀行の双方の利益状況から考えて、（両者の中間に第三者の担保的所有権が滞留するリスクを生じる）売買説（担保的譲渡説）が信用状決済の構造と両立するとは解し難い。

与信担保権の設定は黙示的になされるのが通常だが、そのような担保の法的性質決定を（担保的）所有権の譲渡とするのには上記のように障害が多く、否定されるべきと考える。

5 質権としての与信担保

与信担保の法的性質は、特約がない限り、質権と解される。けだし上記①ないし④の各事情、すなわち担保的所有権の善意取得要件の充足を、短期間内に多数の事務処理が必要な「買取銀行」に求めるのは实际的でないこと（管見の限り、ドイツでも商品供給者の所有権留保の主張が認められた判例は見当たらない）、短期融資であること、目的物たるドキュメントの占有継続が担保の必要条件であること、債権銀行が質物保管義務（民法 350 条、298 条 1 項）に類する権利保護義務を負担すること、受益者による（他者のための負担のない）ドキュメントの引渡しと発行銀行の信用状給付金の支払の同時履行関係を保証し易いこと、担保権者による担保権の実行手段はきわめて制限され、少なくとも私的実行手段としての担保権者による目的物の換価は不可能であること、質権と構成すれば債権銀行の担保権がドキュメントの占有によって公示され、取引の安全が守られ易いことなどの諸点を考慮すべきだからである。

6 「買取銀行」のドキュメント検査義務

① ドキュメントの「買取」銀行による検査のうち、UCP 型買取については別稿で詳述したので（拙稿・判時 1884/7, 2005 年）、ここで指摘するのは非 UCP 型買取の場合である。この場合、買取依頼は受益者による取次依頼と（おそらく多くの場合）与信の申込とに分かたれるところ、まず与信に関しては、与信銀行は担保価値の評価のためドキュメントを自己のために検査するであろうが、それは通常の語法にいう検査（すなわち信用状給付請求のためにする信用状条件との一致性の検査）とは異なる。次に取次は、受益者の使者としてドキュメントを資格ある銀行に提出することが委任の趣旨なので、「買取銀行」は送り状と照合して書類の種類と部数を特定すれば十分であろう。ただしこれも通常の語法にいうドキュメントの検査ではない。

② しかし取次依頼には、発行銀行や指定買取銀行と直接の取引関係がなかったり、外国為替の取組みに自信のない受益者などが信用状請求の手段として（あるいはこれが支払請求そのものだとの誤解して）、それなりに外為経験のある取引銀行を選択している場合が多く、相手方銀行もこれらの事実に関心ではないと解される。取次事務には予備的・準備的な書類検査を委任する趣旨が黙示的に合意されていると解すべきであり、原則的には黙示的に成立した委任契約事務として、あるいは取次契約上の保護義務として、「買取銀行」にはドキュメントの予備的な検査義務を生じていると解されるであろう。ただし検査は通常の場合、明白な条件不一致など、ドキュメントの外見上の検査で足りる。

7 外国向為替手形取引約定書による買戻請求権

指定買取銀行の買戻請求は、原則として、権利濫用に当たって無効である（第5章2（2））。

非指定買取銀行の買戻請求はUCPと抵触しない。しかし買戻請求をする限り、当事者間の取引関係が前提とされているから、（稀に買取売買取説が正当と解される事例であっても）買取依頼人は自己の買戻義務の履行と「買取銀行」によるドキュメントの返還義務の同時履行を請求することができる（「買取銀行」が買取依頼人に対しては買戻請求をなしつつ、他の再買取銀行に対しては同じドキュメントの「買取」を求めるという不正も回避できる）。さらに「買取銀行」にはドキュメントの占有者としての権利保護義務があるから、買取依頼人はその不履行による損害賠償請求権をもって抗弁することも可能であろう（第5章3）。

8 買取依頼人の瑕疵担保責任論について

以上の取次論は買取依頼人の瑕疵担保責任という、かなり分かりにくい議論の迂回を可能とするはずである。

瑕疵担保論は結果的に近時の外為銀行による悪名高い“bad faith practice”の試みに組すると言えば誤解であろうか。外国向為替手形取引約定書による買戻請求を無条件・無制限に認める見解も（東京高判平成3年，金法1300/29），買取依頼人の瑕疵担保責任を認めるのと同様の結果になる。しかし無条件説は不完全である（第5章）。取次を「買取」と構成して高いチャージをとったり，一円も支払わずにドキュメントを買い取ったと称する例や（pp NEG，東京高判平成16年3月30日金法1714/110），信用状の抽象性と両立困難な留保付き支払を慣例化する動きもあって批判されている（拙稿・判時1884/7）。瑕疵担保責任論はこれらと同じレベルの，銀行サイドから持ち出された bad faith な言い分とも解される可能性もある。

しかし瑕疵担保論も取次論によっておおかたは回避することが可能である。

9 ある典型的な裁判例について

副題に掲げた東京高判（平成3年）は非 UCP 型買取の事例であって，掲載誌のコメンテーターは「合理的で妥当かつ明快」な判決と評しているが，卑見は到底それに賛同できない。逆に，判決文を通読する限り，高裁が一々退けた控訴人の（控訴審での）法的主張には，（欧米のスタンダードな理解を踏まえて）正当なものも含まれていたのではないか。それがこの判決をターゲットとして選択した動機である。

第3章 東京高判（平成3年，金法1300/25）の検討

本件は非指定銀行に対する単純なドキュメントの取次ぎ依頼を買取依頼と認定したことが，多くの論点を誘発したと考えられる。

1 事案の概略

受益者でない第三者（控訴人）X は、H 銀行の発行にかかる買取信用状の受益者 A の代理人として、被控訴人 Y に対し A のドキュメントの買取を依頼した。Y は A のドキュメントを「買い取った」後に確認銀行 D（国内の銀行）で再買取を得たが（この事実によって Y は非指定買取銀行であったと解される）、後に発行銀行 H によってドキュメントの瑕疵を理由に支払を拒絶されたため、D 銀行に払い戻した。その後非指定買取銀行 Y が買取依頼人 X に対し、X が Y に差し入れていた外国向為替手形取引約定書に依拠して買戻を請求した事件である。第一審では Y が勝訴し、X が控訴したが、控訴棄却とされた。ちなみに本件は第一型の買取信用状（UCP 型の買取信用状）の事例である（第一型の買取信用状と第二型の買取信用状の区別については拙稿「偽造証券と知りつつ買い取った信用状発行銀行が、その負担を顧客に付け回すことの法理」国際商事法務 34/ 6 / 735 頁、拙稿・判時 1884/ 7 頁）。

2 当事者適格の問題

上記のように、控訴人 X は（受益者 A の代理人であって）信用状に無権の第三者であり、被控訴人 Y も非指定買取銀行である。つまり本件で XY とも信用状の第三者だから、その間の紛争は信用状給付関係のものであり得ない。しかしここでは XY 間に融資契約が併存したと思われ、両者間の特約たる外国向為替手形取引約定書の合意が直接の請求原因とされている。

3 非 UCP 型買取とドキュメントの買取契約

（1）裁判所が買取説をとった事情

本件では受益者側 X と Y 銀行の間の取引が、ドキュメントの買取なのか委任契約なのかが争われた。裁判所は、X がこれを委任契約と主張したのを退けて、買取契約が成立したと判示している（「Y は自己の名で X か

ら本件手形を買い取り、さらに自己の名で D に再売買した J) (金法 1300/28)。類似の取引の場合、裁判所は本件のように買取説を採用することが多い(東京地判平成 2 年 11 月 19 日判タ 790/182; 同平成 15 年 9 月 26 日金法 1706/40; 同平成 9 年 6 月 30 日判タ 966/230; 東京高判平成 15 年 1 月 27 日金法 1675/63 など)。しかし本件の判決文を通読すると、裁判所が買取説を採ったのは積極的な事実に基づくものではなくて、取引の始めに X が Y に差し入れた「買取依頼書」の「買取」という文言を重視したにとどまると解される。

(2) UCP 型買取における買取資格者の限定

本件と異なり UCP 型買取においては、受益者のドキュメントの買取資格は限定され、買取信用状であっても、指定買取銀行のみが買取をなすことができる。指定買取銀行による買取は発行銀行による信用状の決済の、委任による代行である。指定買取銀行は、受益者への買取代金の支払によって発行銀行の受益者への支払を代行し、後にドキュメントを発行銀行に送達して委任事務処理費用として買取代金の償還を受けるのである。

UCP 型買取においては、XY ともに発行銀行に対する受益者 A の支払請求(ドキュメントの提供)の使者たる代行者である(取次ぎ代理人)。

(3) 非 UCP 型買取概念の不確定性

買取か委任かという論点は「買取依頼書」という一つの文書の文言のみで軽く認定されるにはあまりにも重要なものであった。判決文による限り、買取に当たって Y 銀行が、買取依頼人 X の権限の根拠や第三者の権利留保の有無などを審議した事情はうかがえない。もともとドキュメントが「買い取られること」は、特に相手が指定買取銀行でない場合には、受益者にとって危険な前提でしかない。買取の結果、受益者はドキュメントの所有権を喪失したと判断されると、以後信用状において権利を行使する手段を喪失するはずだからである(他人のドキュメントや、担保の負担付きド

キュメントの提供は信用状条件を履行したことになる。

それでも裁判所に買取説をとらせた背後には、買取（割引）概念がとかく不確定だという認識が存したのかもしれない。それをドキュメントの権利移転原因だと認める者もあるが、消費貸借説や、さらには買取と称しつつ買取依頼人に対する与信にとどまると解する見解など、多様な見解が存在して、必ずしも明確でないからである。

（４）一部当事者間での権利関係の訴訟上の認定と相対効

UCP 型買取の議論において、ドキュメントの所有権の移転を伴わない買取概念は認められていない。この点では世界的に異論はないと言うことができる（拙稿・判時 1884/12）。つまり買取とはドキュメントの買取人が現実に対価を支払って、その善意取得者となることを指している。

重要なのは、買取によって相手方銀行がなにを取得したのか、所有権なのか担保的利益なのか（買取と称しつつ、なお受益者が所有権を保持するか否か）を判断する者は、実は訴訟当事者に限られないことである。すなわち訴訟当事者たる X と Y の間で、裁判所による“Y has negotiated”という認定どおり Y がドキュメントを「買い取った」が、その実体は与信と担保であり、所有権自体は X にとどまるなどと判示されたとして、その認定が訴外の発行銀行や買主たる発行依頼人を拘束しないことは自明である。信用状取引は発行依頼人から発して多数当事者の複雑な委任関係の連鎖を形成している（Auftragskette）、その連鎖のある部分の当事者だけで独自の解釈が相対的に確定しても、他の当事者に既判力が及ばないのはもとより、委任内容にもよるが、他の当事者は判決の判断にも拘束されない（この構造はドキュメントの検査の二段階構造について顕著である。拙稿「荷為替信用状における偽造の抗弁」判時 1835/3 以下）。信用状取引における買取概念は、特殊買取信用状の決済方法として ICC により創造されたものであり、それを離れた独特の解釈を、例えば発行銀行を相手として主張

することはほとんど無意味であろう。

4 取立委任契約と取次委任

UCP 型買取と非 UCP 型買取とを問わず、受益者が信用状付きドキュメントを発行銀行や確認銀行の支払を求めてその事務処理（ドキュメントの取次ぎ）を Y に委任する行為は、あくまで信用状取引の一環であって、狭義の取立委任（collection）とは異なる。前述のように（第2章2），これはドキュメントの占有の移転を主たる目的とした取次委任と解すべきであろう。

5 本件における取次委任の成立

（1）買取依頼人の通常の意味と権利喪失のリスク

本件判決によると、X は受益者 A からドキュメントの買取を依頼された者であり、Y は X からさらにこれを「買い取った」者だというのである（金法 1300/28）。しかし、この認定はきわめて不自然である。けだし（AX 間の取引もそうだが）XY の取引が仮にドキュメントの売買であって、これを Y が善意取得したとしても、Y は受益者とはなり得ないので、信用状請求権を取得しない（善意取得に関する誤解については第4章で述べた）。一方、受益者 A はもはやドキュメントを所有していないので（発行銀行や発行依頼人からドキュメントの所有者ではないとのクレームを受けるリスクを生じているので、クレームを除去しない限り）、これも信用状請求権を行使するに由ない。このような A はドキュメントを他に「売却」して所有権を移転するようなリスクは犯さないであろう。買取信用状の場合を除き、ドキュメントは所有権移転の目的で買い取られる（善意取得される）のではなくて、短期の担保目的で移転されるのが通常取引である。ただし Y は訴訟上の損得勘定から、実際の融資契約の相手が A ではなくて X だったので（あるいは返済能力が A より X の方が高いと判断したため）、ドキュメントは A ではなくて X の所有に帰したと主張するのが得策と考えたのかも

知れない。

(2) 非 UCP 型買取における「買取」銀行の法的地位

本件では Y による善意取得論は提起されていない。事実 Y は（第二型の買取信用状であって善意取得者に対する発行銀行の支払約束が特約されていない限り）仮に A のドキュメントを善意取得しても信用状の受益者とはならないので、自己の名で信用状の権利を行使することはできず、そのような意図で A のドキュメントを買い取る利益はないのである。ほかに本件裁判所は § 55 UCP 500（現在の § 39 UCP 600）に則って Y が信用状に権利を取得し得るのではないかと模索したと考えられるが、この点のはちに考察する（第 3 章 6）。

以上のように、信用状の構造論から解釈すれば、受益者 A が非指定買取銀行 Y にドキュメントを譲渡することを X に委任する意思であったとは解されず、Y もまた対価を支払ってドキュメントを取得することを意図したとは解されない。

6 信用状代わり金（proceeds）の受取と「買取」銀行

本件判決には、今までだれも想定しなかった着想が示されている。判決文には、（善意取得論は登場しないものの）ドキュメントの「買取」銀行 Y は信用状取引の一主体として行動できるはずではないか、との憶測が強く働いたことを感じさせるものがあるからである。なぜなら裁判所は、非指定買取銀行 Y は受益者 A のドキュメントの買取人であり、これを自己の名で（つまりドキュメントは Y の所有だとして）確認銀行 D と再売買したところ、その対価を D から受領することは、§ 55 UCP 400（現在の § 39 UCP 600）の認めるところだと述べているからである（金法 1300/28-29）。非指定買取銀行 Y が（a）ドキュメントを自己の名において確認銀行 D に譲渡し、買受代金の支払を受けることが、（b）UCP によって根拠付け

られているとの考えを示したものであろう。これはしかし、軽率な論理である。

第一に、§ 55 UCP 400 (§ 39 UCP 600) はいわゆる proceeds の譲渡を定めたものであって (その重点は指名債権の譲渡性にあるのではなく、対抗要件の態様におかれている。拙著「荷為替信用状の二次的利用に関する研究」法曹会、135 頁以下)、ドキュメントの譲渡を定めたものではない。

第二は少し大きな疑問点である。控訴人 X が (後に Y がドキュメントを確認銀行 D に提出して再買取を求めた点を問題として)、確認銀行 D に対しドキュメントの買取を求め得る者は受益者 A でしかなく、非指定銀行たる Y はその資格を有しないと主張したのに対し (この X の主張は、第二型の買取信用状における Y の善意取得の事案を除いて、完全に正当であり、特に本件において理論上反論の余地はない)、裁判所が、それでも § 55 UCP 400 によれば、受益者でない Y でも (金法 1300/29 には「本件における控訴人のように、受益者でない者」と記載されていて、あたかも控訴人 X を指示するようだが、確認銀行 D に本件ドキュメントを提示したのは控訴人 X ではなくて、被控訴人 Y であった。それゆえ、上記引用文は「本件における被控訴人 Y のように、受益者でない者」と読まないと、事実の経過と論理の辻褄があわない。本稿では X を Y と読み替えてある)、「自己の名で」(確認銀行 D に)ドキュメントを譲渡して代金の支払を受けることができると判示したことである。

しかし、(Y が D に proceeds の譲渡をしたと前提しても) Y が確認銀行 D にドキュメントを提出した場合において、proceeds の支払を求めることと、信用状給付金の支払を求めることとは異なる (確認銀行に信用状ドキュメントを提出することは、売買の目的物としてドキュメントを提出するのとは異なり、信用状の支払を求めること、つまり信用状給付金の支払を求めることに他ならない。発行銀行と確認銀行は最終的な支払義務者なので、買取という中間的な義務の履行で満足されるものではない)。そのため、仮に Y が D から支払を受けたものが、裁判所が § 55 UCP 400 (§ 39 UCP 600) を引用していることか

らも明らかなように proceeds の対価であって、信用状給付金でなかったとすれば（事実、信用状給付金ではあり得ない）、未だ D には信用状給付請求としての買取請求（支払請求）は行われていないはずだからである（つまり D は未だ Y から信用状の支払請求を受けていないので、Y への支払金の補償給付を発行銀行 H に請求するはずはなかった。そうすると、H による支払拒絶と、それを理由とした D による買戻という、裁判所が想定した本件の構造全体が崩壊する）。

以上を要するに、Y が本件信用状について演じることができる役割は、受益者 A の復代理人として、A がドキュメントを（それ以降は UCP 型買取として）買取のため D に提出するのを取り次ぐことに帰するのである（その際にも輸出金融がなされるのは別問題）。

非 UCP 型買取と UCP 型買収の相違点、ならびに（発行銀行ないし）確認銀行に対する信用状給付請求権は受益者（原受益者ないし第二受益者）のみが一身専属的に有する権利であって、この権利は発行銀行の同意を必要とする信用状の譲渡によってのみ他に移転することの理解が（前掲拙著・112 頁以下）、この論点を支配するはずであったと思われる。

7 「買取銀行」に対する発行銀行の買戻請求の可否を争う買取依頼人の主張について

控訴人 X によって提起されていた重要な問題であるが、本件で訴外発行銀行 H はドキュメントの瑕疵を指摘して確認銀行 D に不当利得返還を求め、つぎに D が非指定買取銀行 Y に対し買取代金の返還を求めた。Y はこれに応じた後、外国向為替手形取引約定書に基づいて X に対して買取代金の返還を求めた。この場合、X はドキュメントの瑕疵を否認して、D の Y に対する買戻請求の可否（ドキュメントの瑕疵の有無）を争うことができるかという問題がある（金法 1300/29）。

この事案では、D はドキュメントに瑕疵があるとの H の見解を是認し

たと解され（ドキュメントの検査は H も行うが、D も実施する。最終判断は司法手続による。H と D のどちらかの検査に最終的な判断が委ねられているのではない（§ 13 UCP 500； § 15 UCP 600；「二段構えの検査構造」について拙稿・判時 1835/5 参照），次に Y も D の見解（ドキュメントの瑕疵）の当否を論じることなく、D の買戻請求に応じたのであろう。

非 UCP 型買取であるのに、Y が X のドキュメントを買い取って所有権を善意取得したものとすると、もはや X は所有権に基づいてドキュメントの瑕疵を争うのは困難となる。それでも、X が主張したように、買取に伴って生じた委任関係上の注意義務違反を卑見のように権利保護義務違反と構成できる場合ならば、X はドキュメントの瑕疵を争わなかった Y の保護義務違反を理由とする、損害賠償請求が可能となろう。しかも本件買取を UCP 型買取と構成すべきだとすると、Y は非指定買取銀行であってドキュメントの買取資格はなく、受益者 B の復代理人にとどまると構成されるべきであったので、X の主張はまことに正当なものとなる。

ところがこの X の主張に対し裁判所は、そのような主張が許されると Y は銀行として事務の負担がたいへんであろう、取引が停滞するだろう、手数料で割が合わないだろうなどと、親心を示してこれをはねつけているが（金法 1300/29），本件はこのような非法律論が許されるケースではない。諸外国ではむしろこの問題が信用状をめぐる訴訟の中枢的位置を占めている（若干の事例として拙稿・判時 1835/7 に掲記の諸判例を参照）。正当と思われるこの X の主張については、（門前払いではなく）UCP のドキュメント検査上の銀行免責条項（UCP § 13 a UCP 500； § 14 UCP 600）の効力範囲をめぐる詳細な議論等が参照されるべきであろう（拙稿・判時 1835/5 章に示しておいた）。その上で X に対する Y の具体的な法的地位に相応した免責論が必要となるはずである。

第4章 善意取得論は信用状取引のどこに残留可能なのか

1 はじめに

本件で表向きの問題とされていないが、わが国において、現在でも受益者のドキュメントの善意取得者はあたかも自ら受益者となって信用状の権利を行使できるかの誤解があり、前章6のように、明らかにこの東京高判（平成3年）にもそれは伏在している。

善意取得論はつぎのように構成する。例えば故伊沢孝平教授は「商業信用状論」（5版）で、「発行銀行は受益者振出の為替手形の善意の所持人（bona fide holder）たる割引銀行に対しては、振出人たる受益者に対すると同様に、該手形を引受且つ支払うべき義務を負うのである」（35頁）、「手形の割引銀行は、売主と同様の権利を発行銀行に対して獲得する。換言すれば、信用状の受益者は、原則として売主及びその振出したる手形の割引人である」（530頁）と論じられた。

この旧時代（1946年）の一文が近時においてなおわが国の信用状訴訟に及ぼす弊害には大きいものがある。伊沢氏の論述は信用状の発展の過程で、古き negotiaton credit の陰に既に淘汰され尽くした遺物である（今でも平成15年7月4日付け最高裁決定（平成15年（ネ）第1506号）は、善意取得論に依拠して偽造ドキュメントの発行銀行を免責した大阪高判に対する上告受理の申立を却下した）。

2 善意取得論の UCP における帰趨

ICC は信用状の譲渡（transfer, assignment）に由来する一連の英米判例法の理解のなかで、その一部を UCP に承継し、他の部分を淘汰して、信用状における受益者の法的地位の交替のシステムを近代化したと解される（前掲拙著 21 頁以下参照）。

承継した点の第一は、ICC が UCP の原初規則 § 49（1933 年）において、

「信用状は（発行）依頼人の明示の授權あるときに限り、これを譲渡することができる」と定め、譲渡を受益者の譲渡権の問題とせず、発行銀行の（事前ないし事後的な）同意による受益者の地位の移転の問題だとの理解を明示したことである。

承継された点の第二は、指定銀行に関するものである。すなわち受益者のドキュメントの割引・買取、信用状の発行通知等、信用状の事務の処理は、発行銀行あるいは同行によって指定（授權）された特定の銀行（指定銀行）によってなされるべきものとされた。その結果、指定銀行は発行銀行の代理人となるが、その他の者（非指定銀行）は発行銀行ではなくて、受益者の代理人とならざるを得ない。

逆に ICC によって淘汰されたのが、伊沢説にみられる旧来の *bona fide* 条項である。すなわち、ICC は UCP の第一次改訂規則（1951 年）§ 49 以来、譲渡の対象となり得る信用状を発行銀行によって “transferable”（又は後に削除された “assignable”）という特定の文言が明記された信用状（渡可能信用状）に狭義に限定した。これによって結果的にアングロサクソン系の信用状に慣用されてきたところの、善意取得者による法的地位の取得に関する *bona fide* 条項の使用が、受益者の地位の移転（譲渡）の次元から除去されたのである。*bona fide* 条項は明示的でなくても、黙示的に示されていても差し支えないと解釈される場合があって、発行銀行の意思が必ずしも明確でなかった。

bona fide 条項の淘汰はさらに以下の二つの重要な結論を導いたと考えられる。

3 善意取得者と受益者の法的地位

その一は、*bona fide* 条項が記載されていても、別に “transferable” と明記されていない信用状は、UCP によれば譲渡の対象とならないことである。これは *bona fide* 条項の存否が第二受益者の登場の可否とは完全

に別問題であることを示している。

その二は、(UCP に明文はないが、解釈上) bona fide 条項が、その文言どおり、ドキュメントの善意取得者に対する発行銀行の特約として特化されるに至ったことである。つまり発行銀行は、信用状所定の支払義務の範囲で、その全部または一部を、受益者以外では善意取得者に対して負担することを特約によって付加することができるが(第二型の買取信用状)、善意取得者は信用状の第二受益者となるのではない。つまり bona fide 条項付きの信用状において善意取得者は受益者としての法的地位を取得するのではない。例えば手形振出権、送り状の差し替え権やアmendに対する同意権などは受益者が保持する法的地位であって、ドキュメントの善意取得者が取得する法的地位ではない。

これを本件東京高判(平成3年)について言えば、非指定買取銀行 Y は(本件信用状が第二型の買取信用状である場合を除き)受益者 A のドキュメントを仮に善意取得しても信用状に特別の権利を得ることはできず(仮に指定銀行であっても受益者にはならない)、敢えてドキュメントを「買い取る」利益はないのである(以上、善意取得論については前掲拙著・21頁以下、拙稿・前掲「国際商事法務」735頁、拙稿・判時 1835/7 以下参照)。

第5章 外国向為替手形取引約定書による買戻特約と信用状法理

1 問題の所在

外国向為替手形取引約定書 15 条と同約定書ひな型は、外国向為替手形の買取依頼人は支払義務者の信用の悪化、その他の所定の場合に、買取銀行の通知・催告等がなくても当然に買取銀行に対する買戻債務が発生する旨を定めている。

この買戻特約は信用状関係とは別個に独立してなされる合意であるが、信用状関係の展開に随伴して実行される場合において問題を生じる。

そのような中で、東京高判（平成3年）は（傍論ながら）この買戻請求権につき、「買取銀行」は「法律上根拠があるか否か、あるいはそれが正当か否かを問うことなく」（金法1300/29）、買戻を請求できるなどと言って、「（買取銀行）」の買取資格を吟味せず、かつ当の事件の判断に必要な域を越えて、被控訴銀行の主張のとおり、敢えて）無制限説を唱えた。今のところ別に適用上の制限に言及した裁判例は見当たらないので、このような判示が一人歩きするおそれは否定できない。しかし、これらは UCP の償還免除規定（§ 9 aUCP 500, § 9 bUCP 500; § 7 aDUCP 600, § 8 aAUCP 600, § 8 cUCP 600）などについて十分な検討を経た上のものであろうか。以後、買戻特約を指定買取銀行と受益者間のものと、非指定買取銀行と受益者間のものに分かって検討する。

2 指定買取銀行の場合（UCP 型買取）

（1）買戻請求が有効な場合

指定買取銀行 C と受益者 A との間でなされた買戻特約は、発行銀行 H に関しては C の無権代理行為として無効であるが、それが C と A にとっていかなる効果を生じるかは、この両当事者の個別契約事情に応じて検討されるべきであろう。

例えば A が C に対する既存の債務の弁済に H からの償還金をもって充当すべき原因や、その弁済期等について AC とともに異論がなく、A が時期的にも已む無くドキュメントの買取依頼に至った等の事情がない場合には、このような合意も一概に無効と解すべきではない。

（2）買戻請求の権利濫用論

（a）銀行の窓口利益

しかし（東京高判平成3年のように）買戻請求が常に有効と断言するのは、権利の成立事情や権利行使の状況などを考慮すれば、明らかに言い過ぎで

ある。

この買戻特約については一般に、もっぱら（指定と非指定の区別なく）買取銀行が享受する利益と便宜が指摘されてきた。つまり将来買取銀行について具体化する可能性を否定できない程度の仮定的な取引リスクなども考慮してあらかじめ安全ネットをかけておけば、将来のどのようなリスクにも備えられるとか、窓口実務に不手際が生じてそのリスクはすべて買取依頼人に帰するので、手間が省けて多くの買取依頼をこなせるとか、ドキュメントの検査も簡便にできて、結果的に手数料も安くなり買取依頼人にも利益だとか、手形債務者ではなくて割引依頼人の信用を重視する手形取引の傾向に沿うなどという、銀行サイドの理由付けが多くなされている。

しかし単純に考えても、検査が簡易化されるのはとかく粗漏を招いて買取依頼人にとっては逆にデメリットであり、銀行業務の手間・繁閑や安全ネット論は買取依頼人には無縁な話である。

（b） bad faith practice との非難可能性

この買戻特約は本来は買取銀行の受益者に対する既存ないし、これから生じるべき与信債権の回収手段の一つであるが、債権回収のリスクは本来債務者ではなくて債権者が負担すべきものである。ところがここで、買取銀行は（与信は発行銀行からの償還金で回収するので）ほとんどリスクも負わないまま手数料を徴収する一方で、買取依頼人は常に償還義務に曝されつつ、ドキュメントが支払われないリスクについてまで手数料を支払う不公平も生じている。発行銀行から償還されないこともあり得るが、そのリスクの一因が買取銀行のドキュメント検査や補正勧試の不完全によることも多く、常に受益者のみの責任とは言い切れない。

（c） 受益者の特約事情と喪失すべき利益

受益者の特約事情は相手銀行のそれと著しく異なる。受益者には指定買取銀行が特定されている場合は、その銀行にドキュメントを提出することが信用状条件として強制される。同行と取引関係がない場合は、取引関係

のある非指定買取銀行 Y を介して指定買取銀行に持ち込むであろう。また指定買取銀行がない場合、受益者は発行銀行や確認銀行とコルレス関係のある銀行を探すか、コルレス先の探索を委ねて取引関係のある Y 銀行に持ち込まざるを得ない。

しかも信用状付きドキュメントは生鮮食料品のように極めて劣化し易いもので、いわば時の経過が生命であり、取組みが時間との競争となることも珍しくない。それは信用状所定の時点までに信用状所定のコースを経て資格のある買取銀行ないし発行銀行（確認銀行）に提示されなければ、途中で買取資格のない Y 銀行に提示されただけでは、一片の紙切れと化するおそれさえ否定できないのに、受益者には（専門の輸出業者であっても）船荷証券の取得に手間取ったりして、期限に切迫した時点で初めて買取銀行を選択せざるを得ないことも日常茶飯事である。やむなく Y 銀行に迂回せざるを得ない場合は、それによってまた時間を空費するおそれを生じる。

このように、ドキュメントの取次依頼をする受益者は時間的にも買取情報の中でも買取銀行に比して著しく劣位にあり、そのため同行の買戻特約に応じることを余儀なくされる場合があり、あるいは将来の取組み機会での混乱を慮ってあらかじめ特約に応じることも否定できない。

そのような買戻特約により、受益者は支払の償還免除条件という信用状請求権の最も基本的な利益を実質的に喪失し、取引決済の安全を期待して信用状取引を選択した重要な目的の破綻を余儀なくされるのである。

（d）信用状システムにおける銀行の窓口利益

また買取銀行の窓口利益はしかく強調されるべきでない。信用状という決済システムは参加者全体として最小負担による最大効果を意図したものであり、買取銀行の窓口事務の簡易化や事務の多忙化ないしリスクの回避など、特定の部分的利害にかまけて、全体との調和を無視した取扱いが正当化されてはならない。ドキュメントの検査義務も本稿第 2 章 6（b）で

指摘した範囲では買取銀行にとって不可避な義務と解される。

(e) 買戻請求の権利濫用論

以上のように、受益者の指定買取銀行との買戻特約は、受益者が信用状請求をなすために必要不可欠な手続きと一体化されていて他に選択可能な手段がない場合において、手続代理人ではあるが信用状債務関係の当事者でない者が、時間的にも情報量の点でも一方的に優位し、かつ事実上代替不能な地位にあることを利用して、自己の仮定的・予防的利益のため、受益者に信用状請求権の最も基本的な利益たる償還免除条件の実質的な放棄を余儀なくさせるものと評することができる。

それゆえ、指定買取銀行による買戻請求は、(a)で指摘した具体的事情ないし、それに類する特別な事情によるものは格別として、殊に買取依頼に際してなされた特約や両者間に継続的取引関係を成立させるためになされた特約によるものは、原則として、権利濫用にわたって無効と解すべきであろう。

3 非指定買取銀行の場合（非 UCP 型買取）

買取人を非指定買取銀行とするドキュメントの買取（与信）は、所詮受益者側の内部取引だから、それに伴う買戻特約が UCP と直接に接触する機会は生じないのであろうか。

そのような接触の有無が検討されるべき場合が § 9 aCUCP 500, § 9 bCUCP 500 において生じる。けだし § 9 aCUCP 500, § 9 bCUCP 500 は、受益者ないしドキュメントの善意取得者に対する発行銀行の支払義務は償還義務免除条件だと規定しているからである（受益者は為替手形の振出人だから、受益者を相手とする償還義務免除とは手形外の免除（民法 519 条）の意味である）。もしこれらが善意取得者たる非指定買取銀行にも適用されるなら、買戻債務と信用状の抽象性の原理との衝突の解決が課題となるはずである。

しかしここに善意取得者というのは、買取資格のある銀行に提示された

ドキュメントの、その後の善意取得者を指すのであって（けだし提示前に受益者のドキュメントの所有権を取得した者は、信用状の譲渡を受けていない以上、それによって受益者となるものではなく、一方で本来の受益者自身はもはやドキュメントの所有者ではないので信用状給付請求権を有しない。§ 9 aUCP 500, § 9 bUCP 500 の bona fide 条項が改訂後の § 7 cUCP 600, § 8 cUCP 600 で削除されているのは、当然の事理による）、例えば本件の Y 銀行のように、発行銀行・確認銀行にドキュメントが提示される前の善意取得者はこれに該当しない。そうすると、仮に本件で Y 銀行がドキュメントを発行銀行から買い戻して所有権を回復しても、信用状の受益者となるものではなく、一般に善意取得者が信用状の受益者となるものでもないことは既述のとおりなので（第 4 章 3）、そもそも UCP が非指定買取銀行 Y に適用される余地は存在しないと思われる。

それでも非指定買取銀行による買取（取次と与信）において、「買取銀行」（債権銀行）が買戻債務の履行を請求する場合は両者間の手形取引関係が目的の到達によって消滅していないことが示されているので、受益者は「買取銀行」に対し、ドキュメントの返還請求の他、上述したドキュメントの占有に伴う保護義務（あるいは委任契約としての取次関係上の保護義務）違反の責任を問うことができる。「買取銀行」Y がドキュメントを「買い取った」段階では信用状請求権の満足のための手続きはなにも開始されていない。それ以後の手続きはすべて Y に委ねられているので、Y はドキュメントを買取資格のある銀行に適時に転送するまでの、ドキュメントの占有に伴う保護義務を負うが、それは UCP 規則に則ったものでなければならない。

4 小括

結局、UCP 型買取における外国向為替手形取引約定書による買戻特約は、個別の必要に応じて合理的になされた特約である場合以外、例えば受

益者が取組みの時間的制約に追われたり、債権銀行としての指定買取銀行の債務返済要求に迫られたり、あるいは同行の為替指導に服することを余儀なくされた場合などに合意されたものは、受益者に償還免除条件の放棄を強制するものであり、債権銀行の権利濫用にわたって無効である。

非 UCP 型買取の場合には買戻特約や買戻請求権の行使が UCP と抵触するものではないが、債権者の買戻請求に対して債務者（受益者）はドキュメントの返還との同時履行の抗弁をなし得る他、ドキュメントに関する債権者の UCP に則って管理すべき義務（保護義務）違反の責任を問うことができるかと解すべきであろう。

第6章 お わ り に

以上を下世話に言えば次のようなものである。債権者 B が外国の債務者 H から集金しようとして近くの Y に必要書類を託した。B が Y との付合いを集金に限っておれば、それで BY の話は終わる。ところが Y はただの運送屋ではなく、金貸しでもあって、この書類で B に前貸しをしましょうと誘う。B は少し待てば H から入金されるのに、誘いに乗って前貸しを受けると、次に Y は、書類はこちらで担保にとったので、私のものと言い出す。ところが Y が実際には一円も支払っていないことも稀ではない（いわゆる pp ネゴ）。それでも裁判ともなると、今度は買主らしいリスクはなにも一つ負わない約束だったと主張して、あらゆる手立てを駆使する。かくして話はもっぱら前貸しの始末に移り、肝心の集金の点は話題にもならない。裁判所も、Y は専門業者だと言うことだから、まあよく分からんが Y の言うとおりだろうと判決する。実際に判決を読めば、理解して書いたものか、分からないまま書いたのかは一目瞭然である。

話を本筋に戻すが、実は以上のような信用状付きドキュメントの決済過程ほど、外為銀行と受益者の立場に強弱の差を感じる取引も少ないと言う

べきであろう。多くの受益者はドキュメントの処理を期限に迫られて行っている。持ち込んだ外為銀行の要求が理屈に合わないと思っても、抵抗する時間的余裕はほとんどなく、無理が通って道理が引っ込む場合さえなくもない。加えて肝心の裁判所が、信用状に関する外国の文献事情と専門知識が豊富とは言えない上、なにより残念なことに、わが国外為銀行の主張を無抵抗なまま鵜呑みにしてきた前歴にまみれている（本件東京高裁判決を見よ。その他、欧米のあまた判決文に比してなんと貧弱なものが多いことか！）。かかる状況はわが国の輸出業者をして不利な立場に追いやり、外為銀行を相手とする信用状訴訟で勝訴するのは至難という現実をもたらしている。かくして、アメリカの信用状学者 Dolan も言う「極東における特異な negotiation」は、かの「買取特約」と相まって、わが国輸出業者の重要な決済ルートを扼殺せんばかりである。現実に輸出業者に輸出信用状離れが生じていると指摘される原因の一端をこのあたりに求めるのは理由のないことであろうか。

以 上